

## 要介護認定を受けられなかった方への介護サービス利用料助成について

要介護・要支援認定の新規申請をしていた方が、新型コロナウイルス感染症の影響（病院の面会制限など）により、認定調査を行わないままお亡くなりになった場合に、暫定ケアプランで利用していた介護サービス費用を助成します。

※令和4年4月1日から適用

### 1. 対象者

◎要介護・要支援認定の新規申請後、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策で病院等での面会が困難となるなど認定調査が実施できない場合において、認定調査前に亡くなられたため、介護保険の対象とならず介護サービス利用料が全額自己負担となった方が対象です。

※亡くなられた原因疾病は問いません（但し「がん在宅介護支援事業」の対象となる場合は除きます）。

※更新申請・変更申請は対象とはなりません。

※第2号被保険者は特定疾病に該当することが必要です。

### 2. 対象となる経費と補助金額

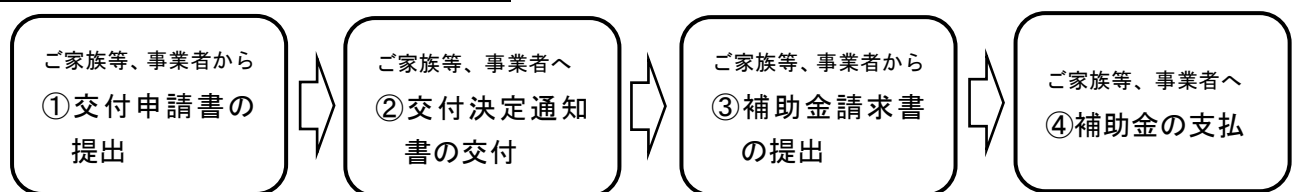
①ケアマネジャー作成の暫定ケアプランに基づいて利用した介護サービス(※)のうち、本人もしくはその家族等が負担した費用の7割～9割分(1円未満の端数は切り捨て)

※但し介護保険施設入所や住宅改修等のサービスは対象外となります。

※対象サービスは裏面「補助金の対象となるサービス」をご確認ください。

②暫定ケアプランを作成した居宅介護（予防）支援事業者に対して1件当たり2,000円

### 3. 申請から補助金のお支払いまで



#### 【申請時にご提出いただく書類】

① 補助金交付申請書（様式第1号）

② 暫定ケアプラン

③ 介護サービスに要した費用の領収書

④ 対象者が特定疾病に該当することが確認できる書類(第2号被保険者のみ必要)

⑤ 戸籍謄本等(申請者が相続人の場合のみ必要)

※④・⑤の取得費用は自己負担

◎提出様式等は神戸市介護保険ホームページ「神戸ケアネット」に掲載しています。

#### 提出先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館4階

福祉局介護保険課 新型コロナウイルス感染症に係る在宅介護支援事業担当宛

## ☆補助金の対象となる経費について

令和4年4月1日以降に提供されたサービスが助成対象です。

### 補助金の対象となるサービス

- ① 訪問介護・介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス
- ② 介護（予防）訪問入浴介護
- ③ 介護（予防）訪問看護
- ④ 介護（予防）訪問リハビリテーション
- ⑤ 介護（予防）居宅療養管理指導
- ⑥ 通所介護・介護予防通所サービス
- ⑦ 介護（予防）通所リハビリテーション
- ⑧ 介護（予防）福祉用具貸与
- ⑨ 介護（予防）短期入所生活介護
- ⑩ 介護（予防）短期入所療養介護
- ⑪ 介護（予防）特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑫ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑬ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- ⑭ 夜間対応型訪問介護
- ⑮ 介護（予防）認知症対応型通所介護・地域密着型通所介護
- ⑯ 介護（予防）小規模多機能型居宅介護
- ⑰ 介護（予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ⑱ 特定介護（予防）福祉用具の購入

### 補助金の対象とならないサービス

- ① 住宅改修
- ② 住民主体訪問サービス
- ③ フレイル改善通所サービス
- ④ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ⑤ 介護老人保健施設
- ⑥ 介護医療院・介護療養型医療施設
- ⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

## ※がん患者の方の在宅介護にかかる費用の助成制度について

ご自宅での生活を希望するがん患者の方が認定調査前にお亡くなりになった場合に、ご家族の在宅における介護を支援する制度として別に「がん在宅介護支援事業」があります。詳しくは神戸市介護保険ホームページ「神戸ケアネット」をご覧ください。

☆制度に関するお問い合わせは、

神戸市福祉局介護保険課 Tel : 078-322-6327

☆神戸市介護保険ホームページ「神戸ケアネット」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/>